

九州大学西新プラザ使用料金規程

平成16年度九大規程第71号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成29年 3月31日
(平成28年度九大規程第143号)

第1条 九州大学西新プラザ規則（平成16年度九大規則第68号。以下「規則」という。）第8条に基づく西新プラザ（以下「プラザ」という。）の施設の使用料については、この規程の定めるところによる。

第2条 プラザの施設の使用料（月額使用料及び宿泊室の使用料を除く。）は、別表第1により算出した額とする。

2 プラザの施設の月額使用料は、別表第2により算出した額とする。

3 宿泊室の使用料は、別表第3及び別表第4により算出した額の合計額とする。

第3条 プラザの施設（宿泊室を除く。）を使用する場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、事務局及び部局間で当該使用料を清算するものとする。

(1) 本学の職員が使用するとき。

(2) 本学の業務の用に供する使用であるとき。

(3) 使用料を各部局の予算において負担するとき。

第4条 第2条第1項及び第3項に規定する使用料は、前納とする。ただし、国、地方公共団体、国立大学法人等が使用する場合にあっては、この限りでない。

2 第2条第2項に規定する使用料については、使用する月の使用料をその月の前月の末日（使用開始月にあっては使用開始日の前日）までに納付するものとする。ただし、産学交流室、資料室1及び資料室2に係る光熱水料については、使用する月の翌月の末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定は、前条の規定による場合にあっては、適用しない。

4 固定資産税が課せられるプラザの施設に係る使用料については、当該固定資産税相当額を加算することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できない場合にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第139号）

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第209号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第18号）

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第31号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第57号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第115号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第143号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分		使用時間1時間当たり（1時間未満は1時間に切り上げ）		
		本学の職員及び 職員経験者(※)	本学の卒業生	その他管理運営責任 者が適当と認めた者
大会議室（A）	施設使用料	1, 140円	1, 710円	2, 280円
	光熱水料	540円	540円	540円
	合 計	1, 680円	2, 250円	2, 820円
大会議室（B）	施設使用料	1, 370円	2, 060円	2, 740円
	光熱水料	730円	730円	730円
	合 計	2, 100円	2, 790円	3, 470円
中 会 議 室	施設使用料	380円	570円	760円
	光熱水料	220円	220円	220円
	合 計	600円	790円	980円
小 会 議 室	施設使用料	310円	470円	620円
	光熱水料	110円	110円	110円
	合 計	420円	580円	730円
多 目 的 室	施設使用料	460円	690円	920円
	光熱水料	160円	160円	160円
	合 計	620円	850円	1, 080円
和 室	施設使用料	590円	890円	1, 180円
	光熱水料	160円	160円	160円
	合 計	750円	1, 050円	1, 340円
オ フ ィ ス A	施設使用料	240円	360円	480円
	光熱水料	80円	80円	80円

	合 計	3 2 0 円	4 4 0 円	5 6 0 円
オ フ ィ ス B	施設使用料	2 8 0 円	4 2 0 円	5 6 0 円
	光 熱 水 料	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	合 計	3 8 0 円	5 2 0 円	6 6 0 円
展 示 コ ー ナ ー	施設使用料	1, 7 5 0 円	2, 6 3 0 円	3, 5 0 0 円
	光 熱 水 料	6 4 0 円	6 4 0 円	6 4 0 円
	合 計	2, 3 9 0 円	3, 2 7 0 円	4, 1 4 0 円
産 学 交 流 室	施設使用料	4 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円
	光 熱 水 料	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
	合 計	5 1 0 円	7 1 0 円	9 1 0 円
資 料 室 1	施設使用料	4 0 0 円	6 0 0 円	8 0 0 円
	光 熱 水 料	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	合 計	5 0 0 円	7 0 0 円	9 0 0 円
資 料 室 2	施設使用料	1 4 0 円	2 1 0 円	2 8 0 円
	光 熱 水 料	3 0 円	3 0 円	3 0 円
	合 計	1 7 0 円	2 4 0 円	3 1 0 円

備考

(※) 本学の職員及び職員経験者以外の者であっても、管理運営責任者が認める場合は、この区分の施設使用料及び光熱水料とすることができる。

別表第2（第2条第2項関係）

区 分		使用期間1か月当たり（1か月未満は1か月に切り上げ）		
		本学の職員及び職員経験者(※)	本学の卒業生	その他管理運営責任者が適当と認めた者
オフィスA	施設使用料	17,400円	26,100円	34,800円
	光熱水料	26,400円	26,400円	26,400円
	合 計	43,800円	52,500円	61,200円
オフィスB	施設使用料	20,880円	31,320円	41,760円
	光熱水料	33,000円	33,000円	33,000円
	合 計	53,880円	64,320円	74,760円
産学交流室	施設使用料	29,580円	44,370円	59,160円
	光熱水料	メーター計測により算出した額		
資料室1	施設使用料	29,580円	44,370円	59,160円
	光熱水料	メーター計測により算出した額		
資料室2	施設使用料	10,440円	15,660円	20,880円
	光熱水料	メーター計測により算出した額		

備考

(※) 本学の職員及び職員経験者以外の者であっても、管理運営責任者が認める場合は、この区分の施設使用料及び光熱水料とすることができる。

別表第3（第2条第3項関係）

区 分		1 室 1 泊 に つ き (1 泊 目 から 3 泊 目 ま で)			1室1泊につき (4泊目から) (※2)	
		本学の職員 及び職員経 験者(※1)	本学の卒業生	その他管理運 営責任者が適 当と認めた者		
宿泊室 A 及 び 宿泊室 B	施 設 使 用 料	2, 2 2 0 円	3, 3 3 0 円	4, 4 4 0 円	1, 1 1 0 円	
	光熱水料	1 人 利 用	5 7 0 円	5 7 0 円	5 7 0 円	5 7 0 円
		2 人 利 用	1, 1 4 0 円	1, 1 4 0 円	1, 1 4 0 円	1, 1 4 0 円
	合 計	1 人 利 用	2, 7 9 0 円	3, 9 0 0 円	5, 0 1 0 円	1, 6 8 0 円
		2 人 利 用	3, 3 6 0 円	4, 4 7 0 円	5, 5 8 0 円	2, 2 5 0 円
宿泊室 C 及 び 宿泊室 D	施 設 使 用 料	1, 7 8 0 円	2, 6 7 0 円	3, 5 5 0 円	8 9 0 円	
	光 熱 水 料	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	5 4 0 円	
	合 計	2, 3 2 0 円	3, 2 1 0 円	4, 0 9 0 円	1, 4 3 0 円	

備考

- (※ 1) 本学の職員及び職員経験者以外の者であっても、管理運営責任者が認める場合は、この区分の施設使用料及び光熱水料とすることができる。
- (※ 2) 4泊以上宿泊の場合は、3泊分の1室1泊につき（1泊目から3泊目まで）の欄の料金に、3泊を超える1泊毎に、1室1泊につき（4泊目から）の欄の料金を加算する。

別表第4（第2条第3項関係）

区 分		リ ネ ン 等 交 換 料			
		1泊の場合	2泊の場合	3泊の場合	4泊以上の場合(※)
宿泊室A 及 び 宿泊室B	1人利用	1,590円	2,330円	3,080円	3泊毎に 850円
	2人利用	3,180円	4,660円	6,160円	3泊毎に 1,700円
宿泊室C及び宿泊室D		1,590円	2,330円	3,080円	3泊毎に 850円

備考

(※) 4泊以上宿泊の場合は、1泊目から3泊毎に4泊以上の場合の欄の料金を加算する。